

第26回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成28年11月28日（月）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

金沢地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

上田正浩，上本哲司，加藤靖，合田篤子，佐竹悟，瀬戸和夫，田近年則（委員長），角田雅彦，中川悦子，源義則，柳原浩，渡邊智美（五十音順，敬称略）

(2) オブザーバー

菅裁判官

(3) 事務担当者

長谷川首席家裁調査官，市村次席家裁調査官，長谷川次席家裁調査官，早川首席書記官，村上事務局長，大場総務課長，武田課長補佐，永藁庶務係長

4 意見交換のテーマ

少年事件における教育的措置の充実に向けて

5 進行

(1) 委員長互選

(2) 前回委員会における意見交換についての報告

(3) 裁判所からの概要説明

(4) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(5) 次回の意見交換テーマ

未定

(6) 次回開催日時

平成29年5月25日（木）午後1時30分

(別紙)

(発言者／◎委員長，○委員，●オブザーバー等)

1 家庭裁判所における教育的措置について

○教育的措置を行う年齢に制限はあるのか。

●基本的には20歳前までである。20歳になる直前まで審判ができるので，執行される少年院や保護観察所はそのあとも指導していくことになり，最終的な制限が一般的な少年院であれば23歳，心身に著しい障害のある者を収容する医療少年院では26歳となっている。

○鑑別するかしないかの基準はあるのか。

●条文上は，観護措置をとる要件は，審判を行うために必要があるときとなる。具体的には，①身体を拘束しなければ逃亡したり罪証を隠滅するおそれが認められる場合，②劣悪な環境下にある等，保護する緊急の必要性がある場合，③収容して心身の鑑別をする必要性がある場合などと解されている。実務において，罪証隠滅，心身鑑別の必要性がある場合に観護措置をとることが多いという印象である。

○仕事柄，毎年問題行動（児童生徒の暴力行為，いじめ，不登校及び中途退学等）調査を行っている。子供達の様子について，以前は，極論をいえば，悪いことをするグループに注視していれば未然防止できた。最近では，こんなことをするはずがないといった普通の子に問題行動が増えている。最近の子供達は群れることがなく，自分と同じ価値観の人としか付き合わない。その行動を止める周りの仲間もいない。様々な個性を持つ子供達が集まる学校の集団生活の中で，身につくはずのコミュニケーション能力もあまり身につけていないように思う。

○ちょっとしたことでも我慢できずキレて暴力に及んでしまう，あるいは誰かが窓ガラスを割った時に，それを面白がって周りの子も一緒に割る，やって良いことと悪いことの状況判断ができない子供達が増えている。

冒頭の説明、現状を聞いていて、問題行動を起こす原因として家庭における要因が大きいことが、とても気になった。

◎学校現場で御苦勞も多いと思われる。その中で、現代の若者の気質を捉えて効果的な指導の方法等について、何か考えはあるか。

○生徒指導にこの方法がいいといった特効薬はないと思っている。学校生活における日々の積み重ねが大切であり、子供達が、様々な体験ができる機会を設けるようにしている。コミュニケーション能力についても、お互いの意見を聴く、認め合う、批判されることがあっても然るべきで、その時にどう受け入れ、どう対応するのかということ、授業の中でも取り入れるように努めている。

○確かにコミュニケーション能力、社会性が乏しい子供が増えているように思う。家庭でも子供が少なく、もまれることがない。外遊びをすることもなく、家に帰ってゲームをする。学校の友達より、ネットで知り合い、会ったこともない友達を信じるような環境をととても懸念している。教育的な働きかけでは、非行を行った少年に限らず、両親に焦点をあてる必要があるように思う。両親の対応が変わることによって、子が変わることは大いにある。

○保護観察の現場でも、親に対する教育として、知ってもらいたいことはあるが、仕事が忙しい等の理由で向き合ってもらえず、もどかしい思いでいる。どの保護司も、総じて子供に問題がある場合、家庭に問題があると感じている。

○付添人の経験は少ないが、以前は、集団で悪いことをする子が多かったように思うが、最近の例で、普通に高校を卒業し専門学校に通っているが、そこで仲良くなった先輩達になんとかつられて悪いことをしてしまった子がいた。精神的に幼いという印象がある。保護者に対しても鑑別所に行って本人と話し合ってもらいたい、仕事が忙しくて行けないという保護者が多い。とりあえず審判が終わり、少年院に行かなければそれでいいという保護者もいる。そういった保護者の場合、保護観察になって

も、本当に子供のことを考えて、正面から向き合ってくれるのか不安である。家庭以外で、一般の方と少年が交わる経験ができれば、いろいろな社会の見方ができるようになるという意味でとても有意義であるので、教育的措置が増えてほしい。

2 民間の協力を得て実施する教育的措置について

○保護観察になった子に対する社会貢献活動とは違うのか。

◎家裁で行っているのは、不処分など比較的軽微な少年の場合でも教育的な働きかけをしないと予後に不安が残るというケースに、奉仕活動等を取り入れている。

○実際の貢献活動としては、病院のシーツかけ、車いすの清掃、古切手の整理等があるが、貢献活動先がなかなか増えない実情がある。また、活動に参加した子供達は、前向きな考え方に変わることが多いため、できるだけ参加させたいと思うが、平日は子供達の仕事があるし、保護観察になっていることを勤め先に言っていない等の理由があることから週末に活動を行いたい。しかし、週末では、保護観察所の職員の勤務時間と合わないため、活動に制限がかかってしまう。家裁で行う奉仕活動の活動時間についても、可能な限り子供達のことを考えて配慮いただけたらと思う。

○最近では、母親とべったりの子が多いので、両親ともに奉仕活動等に参加させた方がよいと思う。

○大学に進学する学生の中でも、問題を抱える学生は何人かいる。話を聞くと、そういった学生全員が、親との関係がうまくいっておらず、精神的に不安定な子が多い。教育的措置において、親子で何かをすることはとても良いことだと思った。改善が可能であれば、親子で関係を見つめ直す機会を意識してやっていただけるとよいと思う。改善される可能性が低い親もいると思うが、こういう声のかけ方をした方がよいとか、ここは叱るところではなくてほめてあげるところだといった、親に対する教育的な働きかけを行うことにより、子の問題行動が是正につながるのではないかと思った。

○不登校の子供に関する番組に携わったことがあるが、親の気付きが必要ではないか

と思う印象が強い。親子で参加することも大事だと思うが、親が変わると子供も変わることは往々にしてあるので、親向けに何か気付きになるような働きかけがあるとよいと思う。

○以前担当した家庭に問題がある十代の女子と一緒に、保護観察所でクリスマスのリースを作った。一生懸命取り組んでいるうちに顔つきも変わっていった。物を一緒に作るということは、プラスに働くことが多いように思う。

◎万引きの被害を考える教室では経営者にも協力をしてもらっているが、経営の立場から、こういう協力の仕方もあるのではといったアドバイスはあるか。

○個人的に別の社会奉仕活動にも携わっているが、毎年、キアニスドールという真っ白い人形を100体作り、病院に入院している子供達へ贈っている。子供達はこの人形に思い思い好きなように描くことができ、とても喜ばれている。この活動に協力していただくことはどうか。また、身体に障害を持つ人たちが馬に乗るだけで精神的に癒される等の効果があるホースセラピーという活動にもお手伝いいただくことはどうか。そういった人が喜ぶ姿をみると少年たちの気持ちの上でも何か変化が起こるのではないかと思う。

○家裁がとても手厚く少年にかかわっていることに感銘を受けた。家裁での働きかけは続けてほしい一方、個人的な意見となるが、学校教育の中でも親子に対する働きかけができるようになればよいと思った。

○検察庁における少年事件について、基本的には犯罪の有無とその成否を検討して、犯罪事実があれば、家庭裁判所に事件を送っており、その後の少年の保護、育成という視点は、仕事上では持つことはできない。しかし、逮捕、勾留された少年を直接取り調べたり、両親から家庭環境の話を聞く機会もたまにあり、そういった経験を踏まえると、だいたい問題を起こす少年は家庭環境に何か問題があるのではと思われ、もっと言うならば、少年に限らず罪を犯す被疑者の大半は、もともと家庭に問題があっ

た人が多いというのが、これまでの経験からの感想である。ただ、最近、家庭環境からはそれほど問題を見出せなくて、学歴もそれなりに高いのに、万引きをするケース等がちらほら見受けられることに違和感があるところである。

3 補導委託制度について

○委託先としての要件が合致する土建業、運送業であれば、紹介等の協力ができると思われる。汚い、きつい仕事として、若者から敬遠される業種であるが、災害時には真っ先に対応する業種でもあり、やりがいを持ってもらえるのではないかと思う。人手不足の業種でもあるので、そういった少年たちが志強く、この業種に入ってきてもらえるきっかけとなればなお良いと考える。

◎この場合、受け入れるに当たって裁判所に求める留意点はあるか。

○専門的な基礎知識が少し必要な部分があり、人手不足の現場の中で、1から10までつきっきりで教えることが難しい。それでも、裁判所が求める教育的措置に合致できるような対応ができればよいと思う。

◎受け入れが可能な場合、住み込み型と通所型の両方の選択肢はありうるか。

○寮をもっている会社については、住み込み型での対応も可能と思われる。

○家裁からの委託を受けた場合、費用は払ってもらえるのか。

●1日の生活費相当分程度を、少年を預けている期間支払っている。

○はぐるまの家という施設に視察に行ったことがある。とても素晴らしい施設であったが、施設の維持が大変であるようだった。できれば民間団体等も協力して、石川県内にもこういった施設ができればよいと思った。

○身柄付き補導委託先があまり活用されていない具体的な理由はあるのか。

●その少年に適した受け皿が必要なのだが、そもそも身柄付き補導委託先が少ないことから、その子にあった委託先がなかなか見つからないのが現状である。

○更生保護を支える協力雇用主が最近増えてきているが、保護観察になった子につい

て、あまり活用されていない現状がある。様々な職種があるので、補導委託先としても協力をいただくことは考えられないか。

◎活発に御意見，御指摘，励ましの御言葉をいただきありがとうございます。これからの少年に対する措置を考えるうえで参考にさせていただきたいと思います。